令和８年１０月１９日

木更津市長　渡　辺　芳　邦　様

木更津市特別職報酬等審議会
会　長　佐　伯　康　子

木更津市特別職の報酬等の額について（答申）

令和８年１０月１９日付けで木更津市長から諮問のあった木更津市特別職の報酬等の額について、次のとおり答申する。

1　答　申

市長、副市長及び教育長の給料の額並びに市議会の議長、副議長及び議員の報酬の額は、現行の額に据え置くことが適当である。

2　付帯意見

特別職の報酬等の見直しを定期的に行うにあたっては、市長、副市長及び市議会議員の任期が４年であることを踏まえ、各任期において少なくとも１回は審議会に諮問を行うことが適当である。

また、その諮問の時期については、議員改選直後の慌ただしい時期を避けるとともに、社会経済情勢や財政状況等を一定程度見極める必要があることから、改選後１年程度を経過した時期を一つの目安とすることが適当である。

3　審議経過

(1) 給料・報酬の額について

≪審議の方向性≫

特別職の給料及び議員報酬の改定にあたっては、他市の状況、一般職給与の改定状況、物価の推移その他の社会経済情勢を総合的に勘案して判断すべきものである。

今回の審議会では、資料及び委員から寄せられた書面による意見を基に、現行の給料・報酬の額が適正であるか審議を行った。

≪他市状況との比較検討≫

全国の類似団体との比較では、市長、副市長及び教育長の給料月額は、いずれも概ね中位から上位に位置しており、現行の給料額は概ね適正な水準にあることを確認した。

また、市議会の議長、副議長及び議員の報酬月額については、類似団体の中

では比較的低い水準に位置しているものの、千葉県内他団体との比較では概ね適正な水準にあることを確認した。

≪一般職給与、物価及び財政状況を踏まえた検討≫

一般職においては、特別職の額改定が最後に行われた平成５年以降、人事院勧告に基づく改定が積み重ねられ、近年は月例給及び特別給ともに引上げ傾向が続いていることが確認された。

また、消費者物価指数についても近年は上昇傾向が顕著であり、物価高騰や民間企業における賃上げの状況を踏まえると、特別職の給料及び議員報酬についても一定の引上げを検討すべき余地があるとの意見があった。

一方で、本市の財政状況は健全性を保っているものの、今後、庁舎建設や吾妻公園整備など大規模な財政支出を伴う事業が予定されていること、また、他団体との均衡の観点からみれば、現行額は概ね適正な範囲にあるとの意見が多数であった。

さらに、市議会議員の報酬については、過去に定数を削減しながらも３０年以上にわたり議員の報酬は据え置きであったことや、今後の議員のなり手不足の解消や若い世代が立候補しやすい環境整備の観点から引上げを求める意見もあった。しかし、現時点において直ちに改定を要するほどの状況にあるとまでは認めがたいとの意見で一致した。

これらを総合的に勘案した結果、市長、副市長及び教育長の給料の額並びに市議会の議長、副議長及び議員の報酬の額については、現行の額に据え置くことが適当であるとの結論に至った。

(2) 審議会への諮問時期及び頻度について

特別職の報酬等については、社会経済情勢、物価動向、他団体との均衡等を踏まえ、定期的にその妥当性を検証することが必要である。

前回の審議会開催から今回まで４年が経過しており、この間、物価上昇や一般職給与の改定など一定の環境変化が生じていることを踏まえると、長期間にわたり審議会が開催されない状況は望ましいものではない。

このため、審議会への諮問は、市長、副市長及び市議会議員の任期が４年であることを踏まえ、各任期に少なくとも１回は行うことが適当である。

また、その時期については、改選直後は選挙後の体制整備等により落ち着いた審議が難しいことに加え、選挙直後に自らの報酬等を議論することに対する市民感情にも配慮する必要がある。

したがって、社会経済情勢や財政状況を冷静に見極める期間を確保する観点から、議員改選後１年程度を経過した時期である令和１０年度を目安として諮問を行うことが適当である。

以　上